

第43回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和3年7月9日（金）午後3時から午後5時まで

2 場所

京都地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

荒木美弥子，井上雅朗，岡本昌子，小澤壯夫，川上治美，北村さゆり，
小嶋信婦，高見 彰，山舗恵子，吉田雅信，鈴木治一，堤 康，
久留島群一，松田 亨

（事務担当者等）

伊藤 寿，赤坂宏一，濱口昌紀，木原義則，下村義之，金益弘興，
川島秀樹

4 議題

裁判員制度の現状と課題について

5 議事

(1) 開会

(2) 委員異動報告

(3) 裁判員制度の現状と課題の説明

(4) 意見交換

事務担当者等から説明があった後、別添議事録概要のとおり意見交換を行った。

《発言者：●＝委員長，○＝委員，□＝事務担当者等》

(5) 次回のテーマ

裁判所職員の採用広報について（仮称）

(6) 次回開催日

令和3年12月22日（水）

【議事録概要】

《発言者：●＝委員長，○＝委員，□＝事務担当者等》

- 裁判員裁判終了後に裁判員に対して実施するアンケート等を確認しながら，外部の意見を取り入れるよう取り組んでいるとのことだが，具体的にはどのようなものか。
- 例えば，設備面でこのような工夫をして欲しいといったものや，審理の間に一日休日を入れて欲しいとか，検温を行って欲しいといったような要望が記載されていることがあり，できることであれば取り入れていくことを刑事部の中で話し合っている。
- 私も，例えば，社内で会議をしても，私自身が何か考えを持っている中で，部下が議論しているところに口出しをしたくなるけれども，やはりそこは誘導しないようにすることは非常に難しいと感じている。社内で議論をするときには，例えば，ファシリテーターの役割をする司会が議論を進めるために論点を投げ掛けたりするのが一般的だと思うが，裁判官は，対等な議論が行われるようにするために，どのような工夫をしているのか。
- 裁判官は，他人の意見を抑制しないようにしており，問題点や議論が抜けているところがあれば，議論する内容を提供するなどしている。
- コロナ禍において辞退率に変化はあったか。

- 出席率を含めて見てみると、出席率については、全国で令和元年が68.6%、令和2年が69.7%でやや上昇している。辞退率については、全国で令和元年が66.7%、令和2年が66.3%と微減となっている。原因は明らかではないが、リモートワークによってゆとりができたことが影響しているのではないかと報道もされているところであり、そのため逆によくなっているともいえる。
- 先日、裁判員制度が始まって約10年以上が経過したことを踏まえた勉強会に参加したが、全ての刑事事件のうち、裁判員裁判で行われているのが何パーセントだったか、たった1桁の割合だということに驚いた。これからもっと裁判員裁判が増えていくということはあるのか。
- 裁判員裁判の対象となるのは、法定刑の中で無期懲役や死刑がある事件、故意の犯罪行為によって人を死亡させた事件などであり、対象となる事件が拡張していくかということは裁判所の領域ではないが、現在のところはそのような議論はない。
- 裁判所というのは敷居が高いところであり、裁判員に選ばれて自由に意見を言うというのは、緊張感を伴うものかと思う。コロナ禍でマスクをしていると、目で会話するしかないが、普通はお互いの表情によって、距離を近づけたり理解を深めたりすると思う。そうであれば、例えば、最初だけブースで区切り、マスクを外して自己紹介をして、少しコミュニケーション

ンを深めるというようなことができれば、少しでもスムーズになるのではないか。

- コロナ禍によってマスクをしたままで話をするというのは打ち解けにくいものか。一方、評議室での昼食時も、現状では黙食で十分に間隔を取っているため、先ほどの説明どおりコミュニケーションという点では非常に窮屈なものになっているのか。

- 裁判員のアンケートでもマスクによって相手の表情が分かりにくくなるといった意見が出ているが、一方で昼食時は制限があるとはいえ顔が見えるため、その中で仲良くなっているようにも見える。そのようなことからすれば、何らかの形で顔を見せ合うというのは非常に有効な手段なのではないかと思われる。

- 3年前のこの地方裁判所委員会と同じ裁判員制度がテーマになっていたときに、この制度を検証できる仕組み作りが必要で、評議が適正にされているかどうかの検証についても意見が出ていたように思う。課題に対する取組を客観的に検証する仕組み作りが改めて必要ではないかと思った。

- 守秘義務の問題があり、客観的に第三者的に中身を手に取るよう把握した上で検証をするのは難しいと思うが、裁判員のアンケートの中に、議論はできましたか、議論はしやすい雰囲気でしたか、自分の意見はしっかり述べられましたかという項目があり、そこを見ることにより、きちんと意見を言え

たのか、言える雰囲気だったのかを推し量ることは可能である。幸いなことに、アンケートのこれらの項目は、多くの方が好意的な評価をしていただいているのが実情である。

- もし私が裁判員に選ばれたら、評議の場で裁判官と対等に議論するのは、とてもできないと感じていて、気後れとか不安とかの気持ちが、裁判員に選ばれた方はお持ちになると思う。なので、やはり裁判員裁判についての認識が世の中に広がり、裁判官が親切にいろいろ教えてくれることや、発言は自由にしてよいというような認識を広める啓発活動や広報活動が必要になると思う。
- 裁判所としても広報活動に力を入れており、裁判所職員だけが説明するのではなく、裁判員経験者の方々に任意に登録をいただいて、裁判所の広報にも協力していただいているが、コロナ禍の状況を踏まえながら、改めて広報行事を企画し、社会に対する働き掛け等を進めていきたい。
- 裁判員裁判の関係は、PRが難しいのではないかと思う。裁判員を経験された方は、大多数の方はよかったという感想を持たれているようなので、実際に経験された方に意見を述べてもらい、それを直接聞いてもらえるようにすれば、もっと理解しやすくなると思う。
- 先ほどの説明の中で評議と説明は分けているとのことだったが、評議とかいろいろな意見を言い合う場では、分からないことが裁判員にはたくさん出

てくると思う。裁判の中で言っていた、あれはどういうことなのだろうといったことをクリアして初めて意見を言えると思うが、初対面の人たちが自由に話し合うことは難しいと感じる。最近、ホームページで募集した方々にZoomで説明する機会があったが、その中で、話が途中で分からなくなり、それをどこで質問したらよいか分からなかった、初めて会った人達の中で、最初から分かりませんということをお願いにくかったという声が多くあった。分からないことというのは人に聞かれると恥ずかしいという思いもあると思うので、例えば、事前に分からなかったことを書いて、司会となる裁判官等に渡しておく、自分が分からなかったことがクリアになって意見が言いやすくなるかと思う。また、人の意見に流されてしまうというか、あの人がそう言っていたから私は言うのをやめようというようなこともたくさんあると聞くので、紙に書いてその場で一斉に出してもらおうということを時々している。

- 裁判員は一生懸命議論するのだと思うが、裁判員の意見はどれほど判決に反映され、どのように影響を及ぼしているのか。
- 判決の主文において、有罪無罪、量刑をどうするかについては、裁判員と裁判官の多数決で決する形で反映されている。また、判決書には理由を書かなければいけないが、その理由の中身についても、基本的には裁判官と裁判員の協議によって導かれた事項を記載する。そういう意味では、裁判員の意

見は全て反映しているということになると思う。

- 日本人は、私もそうであるが、あまり思ったことを人前で言うのは嫌いなタイプであり、裁判所からどうでしたかと聞かれたら、それはよかったですと多くの人は答えると思うので、それをなかなか真に受けることはできないのかと思っている。例えば、民間に委託して第三者にリサーチしてもらった成果を検討するとかの必要があるのではないかと思う。
- 会社の会議などでは、担当の職員だとか専門の先生が正しい道に引っ張っていき、参加者が納得して結論を出していつているのではないかというイメージを持っているが、それに対して裁判所の方はどちらかというところではなく、皆さんに話してもらおうという感覚なのかと思った。何が正しいのかは分からないけれども、自分の経験からは、そういう視線も必要なのかなと感じた。
- 評議の場で様々な意見が言え、充実した審理が行われるためには、証拠調べの内容や当事者の主張などが分かりやすいものであることが必要であり、そうなるためのスキルや能力が高まっていくことも重要ではないかと感じた。
- 評議は非常に特殊な会議で、専門家の方もいて、でも専門家がリードをするわけではなく、その中で効果的、効率的に法律的なガイダンスをしながら、でも誘導をし過ぎないという結構特殊なスキルがいると思うので、意見が出やすい雰囲気を作るとか、そのあたりのトレーニング的なこと、その一定の

質が担保されるように力を入れていくというのがすごく重要ではないかと思
った。

- 確かに特殊な会議だというのは間違いなく、そのキーになるのはスキルで
あり、現在行っているスキルアップのための取組の他に、今後どのようなこ
とができるかを検討していきたい。
- 貴重な御意見を頂いたので、今後の裁判所の運営に活かしていきたい。